令和８年（フ）第４８５号
堺市中区深井中町311番地４　１棟808号
破産者　岩谷　詩奈
1　決定年月日　令和８年９月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

令和８年（フ）第５３２号
堺市堺区大町西３丁１番30号
破産者　中島　愛子
1　決定年月日　令和８年９月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

令和６年（フ）第２６号
神戸市北区北五葉７丁目１番17―102号、従前の住所神戸市北区惣山町５丁目10番地の13
破産者　奥谷　武司
1　決定年月日　令和８年９月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第６４号
神戸市垂水区舞子坂３丁目18番32―706号
破産者　福山　　卓
1　決定年月日　令和８年９月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第４１０号
兵庫県三田市加茂382番地４　ドルチェ広野２―201号
破産者　小泉　太智
1　決定年月日　令和８年９月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第９６号
神戸市西区井吹台東町４丁目18番地　27―105号
破産者　高室　由佳
1　決定年月日　令和８年９月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所明石支部破産係

令和８年（フ）第１２２号
神戸市西区玉津町西河原326　ソレイユカーサ103号室、住民票上の住所福岡市博多区美野島２丁目２番１号　大産美野島ビル304号
破産者　須藤　貴史
1　決定年月日　令和８年９月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所明石支部破産係

令和８年（フ）第３５号
兵庫県美方郡香美町香住区香住９番地の４　コーポ竹内301、前住所愛知県岡崎市宇頭町字狐田74番地１　レオパレスコモダ宇頭Ⅱ201
破産者　中村　真斗
1　決定年月日　令和８年９月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所豊岡支部破産係

令和７年（フ）第３１８号
和歌山県橋本市妻二丁目１番４号
破産者　井上　　杏
1　決定年月日　令和８年９月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

令和８年（フ）第６３号
和歌山市島橋南ノ丁１番７号　ポートタウン島橋303
破産者　Ｂｌｕｅ　ｍｏｏｎ＆ｓｅａこと　小野　千純
1　決定年月日　令和８年９月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

令和８年（フ）第９６号
和歌山県橋本市胡麻生390番地の４　双葉ハイツ102
破産者　土屋　善之
1　決定年月日　令和８年９月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

令和８年（フ）第８３号
鳥取県鳥取市南吉方２丁目５番地　スマイル202号、旧住所鳥取県鳥取市吉成509番地　メゾンドＴＡＮＩ　401号
破産者　古南　英子
1　決定年月日　令和８年９月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鳥取地方裁判所民事部

令和７年（フ）第７３２号
岡山市南区豊成一丁目21番16号　ジャンティーユⅢ　103、旧住所岡山市中区平井四丁目５番42号　イルマーレ102号
破産者　古野　勇太
1　決定年月日　令和８年９月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
岡山地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第３７号
愛媛県今治市南鳥生町４―１―18　カーサ近藤Ⅱ　Ｃ106、住民票上の住所愛媛県今治市上徳甲487番地12
破産者　阿部　裕昭
1　決定年月日　令和８年９月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
松山地方裁判所今治支部

令和８年（フ）第２６号
熊本県玉名郡和水町西吉地3436番地２
破産者　向　ノブヨ
1　決定年月日　令和８年９月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所玉名支部

令和８年（フ）第１４号
熊本県山鹿市方保田3145―８　プレインハイツⅢ101号室、住民票上の住所熊本県山鹿市鹿本町中川2157番地１　（前住所）熊本市北区龍田７丁目31番79号　コートプレイス龍田Ⅱ　203号室
破産者　冨田　託良
1　決定年月日　令和８年９月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所山鹿支部破産係

令和８年（フ）第１５０号
大分県別府市大字浜脇238番地の１
破産者　片山　桃子
1　決定年月日　令和８年９月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

令和８年（フ）第２６９号
大分市大字杉原1270番地の12
破産者　魚住かおり
1　決定年月日　令和８年９月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大分地方裁判所民事第１部破産再生係